

一般社団法人日本倉庫協会理事長  
一般社団法人日本冷蔵倉庫協会理事長  
公益社団法人全国通運連盟理事長  
一般社団法人航空貨物運送協会事務局長  
一般社団法人国際フレイトフォワードーズ協会事務局長  
日本内航運送取扱業海運組合事務局長  
全国トラックターミナル協会事務局長

】殿

国土交通省総合政策局参事官（物流産業）室

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等、出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

第71回新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「政府対策本部」という。）において、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府を緊急事態措置区域に追加し、実施すべき期間を8月2日から8月31日までとすること、東京都及び沖縄県について緊急事態措置の実施すべき期間を8月31日まで延長すること、北海道、石川県、京都府、兵庫県及び福岡県をまん延防止等重点措置区域とし、実施すべき期間を8月2日から8月31日までとすることが決定されました。あわせて、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されました。

これを受けて、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、別添1～3のとおり、新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等、出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について依頼があり、さらに別添4のとおり、引き続き基本的対処方針において、緊急事態宣言を実施すべき都道府県及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域である都道府県では、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛について住民に対して協力の要請を行うこと、今後B.1.617.2系統の変異株（デルタ株）に置き換わりが進むことが想定されることを踏まえ、他の地域への感染拡大を防止する観点から、不要不急の都道府県間の移動は極力控えるよう促すこととしています。

そして、政府対策本部で示された方針を受けて開催された第32回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において、別添5のとおり大臣指示がありました。

つきましては、貴団体におかれましては、別添について着実に実施していただくとともに、傘下会員事業者に対し周知・呼びかけを行う等の対応をして頂くよう、よろしくお願いいたします。

(別添1) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡

「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等について」

(別添1別紙1) 新型コロナウイルス感染症対策本部長

「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更」

(別添2) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡

「出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について」

(別添2参考) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡

「出勤者数の削減に関する実施状況の公表について」

「出勤者数の削減に関する取組内容の公表フォーマット等について」

(別添3) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡

「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」

(別添4) 都道府県をまたぐ移動の自粛に向けた呼びかけについて

(別添5) 第32回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣指示